

近世の嵐山と橋

——天龍寺の寺務日誌を素材として——

谷山 勇太

本稿は本誌第七八号「近世の嵐山と日切茶店」に引き続き、天龍寺の寺務日誌『年中記録』を素材として、近世という時間のなかで名所嵐山をめぐって繰り広げられたさまざまな人びとの営みの跡を追い、近世の嵐山という名所文化について考えようとするものである。

嵐山の麓を流れる大井川には、一八世紀半ばから幕末までおよそ百年にわたって「仮橋」が架け続けられ、人びとはその橋を歩いて渡って嵐山の花見や法輪寺の十三詣りに往き来した。

本稿では、とくに『年中記録』と法輪寺文書に残された「仮橋」の記録——架橋、流失、修復、中斷、舟渡し——を通して、近世の嵐山と法輪寺、十三詣りの広がり、渡月橋のそれぞれのかかわり合いと結びつきについて考える。

はじめに

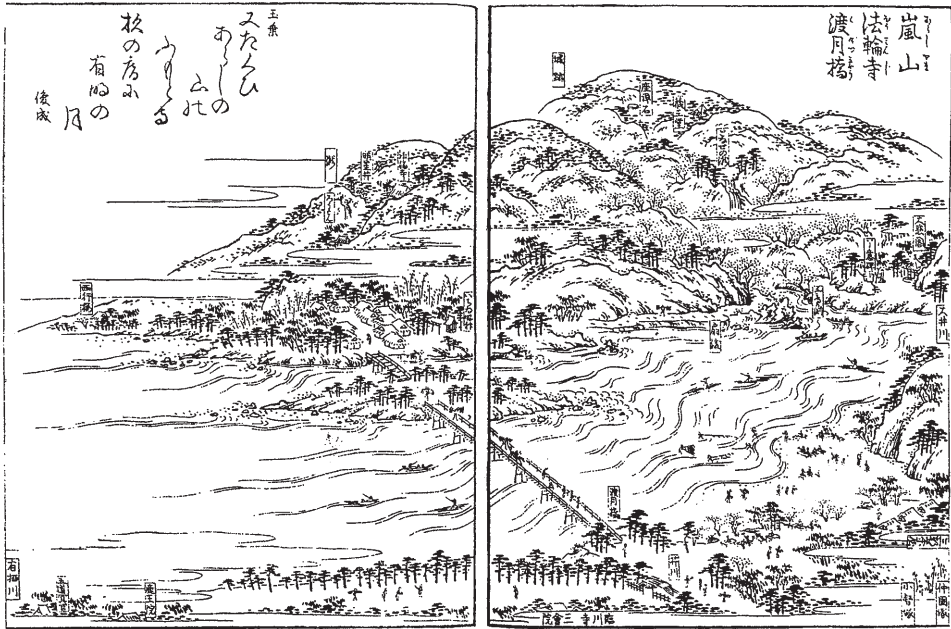
本稿は本誌第七八号「近世の嵐山と日切茶店」(以下、前稿)に引き続き、天龍寺の寺務日誌『年中記録』^{〔1〕}を素材として、近世という時間のなかで、名所嵐山をめぐって繰り広げられたさまざまな人びとの営みの跡を追い、近世の嵐山という名所文化

について考えようとするものである。

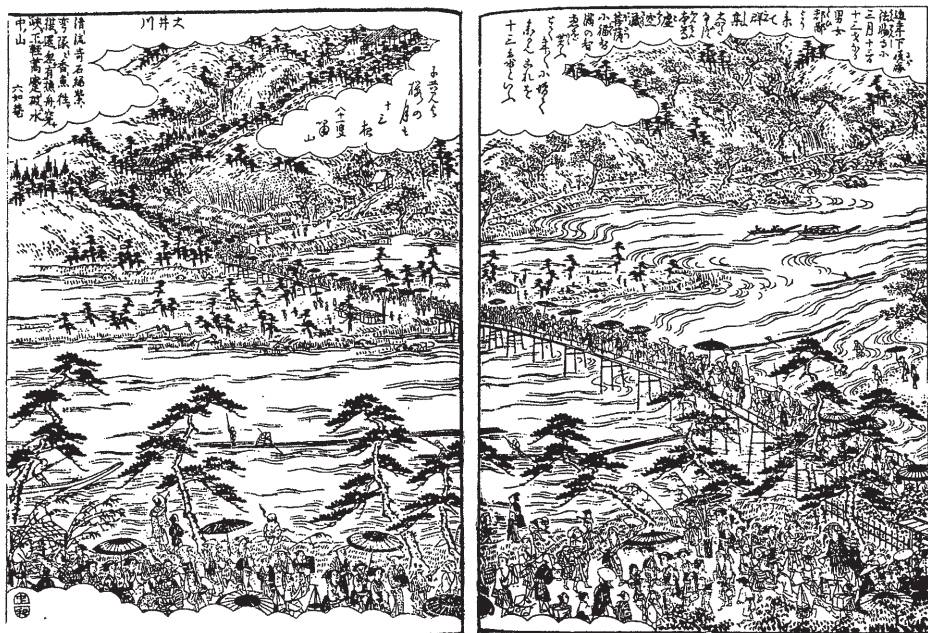
近世の嵐山を描いた絵図として代表的な安永九年(一七八〇)刊『都名所図会』(図一)と寛政一年(一七九九)刊『都林泉名勝図会』(図二)の挿絵は、いずれも嵐山の北東上空から南西の嵐山を俯瞰し、嵐山の峰だけでなく、東麓に建つ法輪寺^{〔2〕}、麓を流れる大井川や渡月橋を含む一帯を描いている。両図絵の構図は、同時代を生きた人びとが(嵐山)という名所にみた景観を投影したものと考えられる。

このうち『都林泉名勝図会』の挿絵は嵐山の花見とともに、法輪寺の十三詣りを描いたもので、子どもの手を引く親の姿もみられる同絵の詞書には次のように記されている。

近年下嵯峨法輪寺に三月十三日十三歳なる男女都鄙より来て群集大方ならず、本尊虚空蔵菩薩に福智満の知恵を貰ふとて年々に増て参るなり、これを十三参といふ



〈図1〉『都名所図会』巻4（『新修京都叢書』第5巻【臨川書店、1976年】）



〈図2〉『都林泉名勝図会』巻5（『新修京都叢書』第9巻【臨川書店、1976年】）

今日まで続く法輪寺の十三詣りは後述するように一八世紀後期に広まったと考えられる。⁽³⁾ 詞書のとおり寛政年間に「十三歳なる男女都鄙より来て群集大方ならず」となっていたとすれば、十三詣りに往来する親子連れも花の嵐山の麓を往来したことになる。寛政年間には前稿で述べたように、『年中記録』において「嵐山花之間」という文句が現れた——「花の嵐山」という文化が言葉として認識された——時期に当たるうえ、三月二三日前後と言えば、嵐山はちょうど花盛りを迎えている。また今日に伝わる法輪寺の十三詣り（新暦四月一三日）では、参詣を終えた子どもは帰途渡月橋を渡り切るまで振り返ってはいけない、せつかく授かった知恵を返してしまおうと親に戒められる。この風習がいつ頃から始まるものなのか明らかでないが、花の頃、橋を渡って法輪寺へ詣でた人びとの営みのなかから生まれたものであることは疑いない。⁽⁴⁾

本稿では、嵐山の麓を流れる大井川に架けられた「橋」をめぐる人びとの営みを通じて、近世の嵐山と法輪寺、十三詣り、渡月橋のそれぞれのかかわり合いと結びつきについて考えるところに、近世の嵐山という名所文化の一面をみつめてみたい。

一 近世の渡月橋

近世中期以前の渡月橋については、管見にしてなお不明な点

が数多い。⁽⁵⁾ 本稿で基礎史料とする天龍寺文書『年中記録』においては、享保一二年（一七二七）三月に天龍寺が京都町奉行所へ差し出した年代覚書に次のように記述されている。

一、大井川面天龍寺より船渡仕来候処、天和三年法輪寺へ為参詣度月橋仮橋之儀、法輪寺より当寺へ懇望二付、証文取置許容仕仮橋掛させ申候、毎度之洪水二破損或流失仕、掛替候節ハ当寺より材木差遣申候

一、元禄年中 桂昌院様法輪寺本堂御修復之砌橋掛替申候、宝永三年右之橋修復二付、行桁材木等当寺より差遣申候、其後大破断絶仕候故 御高札御引取被成候

右に抜粋して掲げた覚書によれば、天和三年（一六八三）に法輪寺は天龍寺へ「度月橋仮橋」の新造を願い出、参詣人のために橋を架けた。その後元禄一〇年（一六八八）には、法輪寺が桂昌院（將軍綱吉の実母）の寄進を受けて渡月橋を新たに造営した。⁽⁶⁾ 十分な資金を得て、このとき架けられた橋は板橋であった。⁽⁷⁾ また橋詰には桂昌院の寄進により新造された由緒から「御高札」が立てられ、公儀的な性格を具有することになった。これにより、元禄一〇年に架けられた板橋は、後の「仮橋」に対する（本橋）と認識されるようになったと考えられる。⁽⁸⁾ その後、同板橋は幾度かの出水に修復が重ねられたが、正徳二年

(一七二二)五月の出水で残らず流失し、その際「御高札」も引き取られた。⁹⁾

正徳二年の流失後、同四年から数度の中断を経て、幕末まで架け続けられることとなる渡月橋は「仮橋」(又は「仮土橋」と呼称される。¹⁰⁾「仮橋」は木組みの上に芝混じりの土を覆いかけた土橋で、欄干には縄で結った手摺りを備えていた。¹¹⁾橋は(図1)にみたとおおり、大井川の中州を中継地として大橋(天龍寺側)と小橋(法輪寺側)が架けられた。橋の規模について断片的に残された記録をまとめたものが(表1)である。同表にみるとおり、板橋時代の宝永七年(一七一〇)前後の記録と推定される「嵯峨法輪寺堂社并住坊境内間数覚」(法輪寺文書【四八六】)によると、「大井川橋」として「一、大橋幅九尺長サ三拾間」、「一、小橋九尺長サ八間半」とある。仮土橋時代の記録では、享保六年(一七二二)に法輪寺が町奉行所へ差し出した願書に「仮橋幅壱間二長三拾間之土橋」とみえるが、二〇年後の寛保元年(一七四一)の流失届には「洪水二而六拾三間之内三拾間余今朝流失」と書き留められている。その後も宝暦元年(一七五二)には七〇間、寛政五年(一七九三)には八〇間、嘉永三年(一八五〇)には九〇間と、橋長は架け替えられる度、出水により大井川の川幅が広がる度に伸びた。¹²⁾橋幅については殆ど記録がないが、「仮橋」としては享保六年の記録にみえる「幅壱間」程度が標準的であったと思われる。(表2)

〈表1〉 渡月橋の構造・規模

年	構造	橋種	橋 長 (m)	橋 幅 (m)	出 典
(宝永7年) (1710)	板橋	大橋	30間 (54.5)	9尺 (2.7)	〔法〕(宝永7年)覚書
		小橋	8.5間 (15.5)	9尺 (2.7)	
享保6年 1721	土橋		30間 (54.5)	1間 (1.8)	〔天〕享保6年願書 (法→奉行)
寛保元年 1741	土橋		63間 (114.5)		〔天〕寛保元年口上覚 (法→奉行)
宝暦元年 1751	土橋		70間 (127.0)	1丈 (3.0)	〔天〕享和2年覚書 (天→雑色)
明和8年 1771	土橋	大橋	77間 (140.0)		〔法〕明和8年言上帳 (法→奉行)
		小橋	16間 (29.0)		
寛政5年 1793	土橋		80間 (145.5)		〔法〕寛政5年口上書 (法→奉行)
嘉永3年 1850	土橋		90間 (163.5)		〔法〕嘉永3年口上書 (門前→法)
明治28年 1895	土橋		100間 (182.0)		京都参事会『京華要誌』
現 在	鉄筋コンクリート		155.0	11.0	

※1 〔法〕法輪寺文書

※2 〔天〕年中記録

※3 ()内の「法」は法輪寺、「天」は天龍寺、「奉行」は京都町奉行、「門前」は法輪寺門前町を示す。

にみるとおり、渡月橋は数年をおかず流失又は破損しているが、そもそも「仮橋」は大井川の出水に十分耐えうる構造ではなかった。近世の渡月橋の歴史はまさに流失と修復の繰り返しのみを営みと言えらる。

ここで、近世後期の渡月橋の管理について述べておきたい。天龍寺文書に伝わる安永五年（一七七六）の「天龍寺境内惣支配所六ヶヶ村籠絵図」（二五四〇）、天明二年（一七八二）の「川内出入裁許絵図」（二五四七）によると、嵐山及び嵐山の麓を流れる大井川の南岸（法輪寺側）までは中州も含めて天龍寺が領有した。よって、橋床は天龍寺が領有していた。但し、大井川内については、享保九年（一七二四）の天龍寺と松尾社の境相論裁許状のなかで町奉行所は「川内ハ不残御用地ニ召上候」と申し渡している（二五三二）。

このため近世後期においては、天龍寺が橋床を領知していたが、実際の架橋と管理運営は法輪寺が行った。『年中記録』享保五年（一七二〇）七月条には、天龍寺が法輪寺住持の代替わりにともしない新任持聚福から取った証文が書き写されている。

大井川度月橋之事天龍寺領内紛無之候処、虚空蔵為參詣以許容従法輪寺仮橋掛申候、洪水之節ハ従天龍寺余力御加所希候、尤橋床川岸ニ竹木を生立セ作毛等仕候儀御停止、近年 御公儀御触書之旨致承知候、仍為後証如件

享保五年庚子年

法輪寺

七月日

聚福印判

天龍寺 役者中

享保五年以降も、法輪寺の住持交代の節には、右同様の証文が法輪寺から天龍寺へ差し出されることになる。同証文にみるとおり、橋は法輪寺が同寺の虚空蔵菩薩を参詣する者のため天龍寺へ願ひ出、天龍寺の「許容」を得て架けられた。

橋の管理のありようを具体的に述べると、架橋及び修復に際しては、まず法輪寺が天龍寺へ願ひ出、証文を差し出した。次いで法輪寺並びに天龍寺がそれぞれ京都町奉行所へ願ひ出、町奉行所に聞き届けられ次第、法輪寺が普請した。このとき、法輪寺は町奉行所へ差し出した願書の写を天龍寺へ届けることとされた。但し、補修程度の軽微な場合は、両寺間のやり取りで済まされた。なお普請にあたっては、法輪寺の願ひにより天龍寺が用材の一部を提供した。普請が出来ると、法輪寺はまず天龍寺へ届け出、天龍寺の役者が見分したうえ、両寺が町奉行所へ届け出た。また橋が流失破損した際は、法輪寺は天龍寺へ状況を届け出るとともに修復までの間の舟渡しを願ひ出た。次いで、両寺がそれぞれ町奉行所へ同じ旨を届け出た。近世後期の渡月橋はおよそこのような仕組みで管理され、『年中記録』には一連の手続きに係る記録が書き留められた。その記録を基と

〔表2〕『年中記録』にみる渡月橋の流損失年表（宝永7～安政6）

- 凡例 ◎ 新造架橋 × 流失（橋長10間以上の流失）
 ○ 架橋（流失後の修復架橋） - 中断期間
 □ 補修（置土、桁入替、欄干取替、繩結替）
 △ 修復（出水による重度の損傷修復）

和年号	西暦	月	大橋	小橋	和年号	西暦	月	大橋	小橋	和年号	西暦	月	大橋	小橋
宝永7	1710				延享1	1744		-		2	1765	4	×	
正徳1	1711	5	×		2	1745		-				6	○	
2	1712				3	1746		-		3	1766	3	□	
3	1713				4	1747		-		4	1767			
4	1714		○		寛延1	1748		-		5	1768	3		△
5	1715				2	1749		-		6	1769	2~3	□	
享保1	1716				3	1750		-		7	1770	2	□	
2	1717				宝暦1	1751		-		8	1771	2		□
3	1718				2	1752	2	◎				4	×	
4	1719						6	□		安永1	1772	1	○	
5	1720				3	1753	3	□				2	□	
6	1721	閏7	×				6	△		2	1773	3	□	
7	1722		-		4	1754	2	□		3	1774			
8	1723		-				7	△		4	1775	6	×	
9	1724		○				8	△				8	○	
10	1725		-		5	1755	3	△		5	1776			
11	1726		-				6	△		6	1777	3		□
12	1727		-				10	△		7	1778	2	□	
13	1728		-				12	△				6		×
14	1729		-		6	1756	6	△				7		○
15	1730		-				9	△		8	1779	2	△	
16	1731		◎		7	1757	2	□		9	1780			
17	1732						5	△		天明1	1781	2		△
18	1733						6	□				3	□	
19	1734				8	1758	8	×	×	2	1782	7~8	△	
20	1735	4	×				10	○	○			8	△	
		5		×	9	1759				3	1783			
		6	○	○	10	1760	3	□		4	1784	2	□	
元文1	1736	6	□				5	×		5	1785	2~3	□	
2	1737	6	△				6		×	6	1786			
		8	△		11	1761	3	○	○	7	1787			
3	1738				12	1762	8	×		8	1788	8	△	
4	1739						10	○		寛政1	1789			
5	1740	閏7	×		13	1763	9	×		2	1790			
寛保1	1741	3	○				10	○		3	1791	2	□	
			×				11	△		4	1792			
2	1742	5	×		明和1	1764	8	×		5	1793	3	□	□
3	1743		-				閏12	○		6	1794			

和年号	西暦	月	大橋	小橋	和年号	西暦	月	大橋	小橋	和年号	西暦	月	大橋	小橋		
	7	1795	10	△				×			12	1841	9	□		
	8	1796	2	□				○			13	1842	1	□		
	9	1797	10	△				△				5	×			
	10	1798	6	□		5	1822	閏1	□			8	○	△		
	11	1799	2	□				×			14	1843	11	△		
	12	1800	3	□				○		弘化1	1844	2	□			
			6	□		6	1823					6	×			
享和1	1801	夏	×			7	1824	2	□			7	○			
	2	1802	-					10	□		2	1845				
	3	1803	12	○		8	1825	1	□		3	1846	7	×		
文化1	1804		3	□				5	×			10	○			
			8	□				7	○			4	1847	4	×	
	2	1805	2	□				8	×		嘉永1	1848	8	×	×	
			閏8	□				11	○			11	○	○		
	3	1806				9	1826	9	□		2	1849	6	△		
	4	1807	2	□		10	1827	2	□		3	1850	8	×		
			9	×	×			5	△			9		×		
			12	○	○			10	□			11	◎	◎		
	5	1808	2	□		11	1828	2	□		4	1851	3	□		
			7	△				10	□		5	1852	7	×	×	
	6	1809	2	□		12	1829	7	×			11	○	○		
			9	△				12	○		6	1853	1	□		
	7	1810	2	□		天保1	1830	10	□			5	×			
			11	□	□	2	1831	2	□			6	○			
	8	1811	閏2	□		3	1832	2	□			10	□			
			5	□		4	1833	2	□		安政1	1854				
			7	△		5	1834	10	△		2	1855	8	×	×	
	9	1812	8	△		6	1835	2	□			11	○	○		
	10	1813	2	□				5	×		3	1856				
	11	1814						9	○		4	1857	4	×		
	12	1815	7	×		7	1836					5	×			
			9	○		8	1837	2	□			7	○			
	13	1816	2	□				8	△				×			
			9	△		9	1838	閏4	×			10	○			
	14	1817	2	□				9	○							
			3	□		10	1839	2	□		5	1858				
文政1	1818		2	□				5	△		6	1859	11	△		
			8	△				8	□		※本年表は天龍寺文書『年中記録』を基とし、一部を法輪寺文書により補足して作成した。					
	2	1819	2	□				10	□							
	3	1820	7	□		11	1840	3	□							

し、一部を法輪寺文書に残る記録から補って作成したのが（表2）である。

この橋の管理の仕組みが固まったのは後述するように享保年間以降と考えられる。天龍寺と法輪寺の間で前掲の証文が取り交わされて間もなく、翌享保六年閏七月の洪水によって橋が流失すると、再架橋をめぐる両寺間で相論がもち上がる。発端は定かでないが、同年八月、天龍寺は「此度より当寺以山木橋相掛又ハ船渡ニ而往来不滞之様可申付旨」法輪寺へ言い渡し、自前で橋の管理（又は舟渡しへの運営）に乗り出そうとする。これに対し、従来通り架橋を望む法輪寺はその旨天龍寺へ申し出るが、聞き入れられなかったため、天龍寺に断らず直接町奉行所へ「相對勸進」による架橋を願い出る。これを聞き及んだ天龍寺もすぐに町奉行所へ口上書を提出し、「法輪寺へ借置候而茂破損之節度々申遣候得共修覆等延引、往還筋故旅人怪我等有之候而者境内之儀ニ候得ハ氣遣ニ奉存候」と法輪寺の管理不行き届きを理由に、今後は天龍寺が架橋もしくは舟渡しを営んで大井川の渡河に滞りないようする旨言上して、法輪寺の架橋願を退けるよう願い出る。結局、翌九月に町奉行所は法輪寺の架橋願を退ける裁定を下し、天龍寺は架橋せずに舟渡しを営むことになる。¹³⁾

このとき、京都町奉行所が天龍寺の大井川渡河に係る支配権を認めた理由の一つには、天和三年の架橋以前や橋の架かって

いない期間に天龍寺が舟渡しを行っていたという先例があったためと推考される。¹⁴⁾ 大井川の舟渡しは、橋が架かっていない期間あるいは修復中の期間に、天龍寺が門前の三軒屋を中心とする船頭仲間に渡船を貸し与え運営させた。¹⁵⁾ 享保六年の架橋をめぐる紛争の最中、八月二七日に西町奉行の尋問に応じて天龍寺が差し出した口上覚にも次のように記される。¹⁶⁾

口上之覚

大井川度月橋之儀、往古者天龍寺より橋掛申候、其後凡式百年程船渡しニ仕来候処、天和三年法輪寺より願故以許容仮橋かけさせ申候、船渡之儀者仮橋有之候而茂境内之百姓川端三軒屋ニ差置船渡申付候、渡船者式艘有之時茂御座候、只今ハ壹艘有之候、尤從 御公儀御構無御座候、度月橋ハ天龍寺十境之内ニ而御座候、以上

丑八月廿七日 天龍寺役者 禪昌院（ほか一名）
御奉行所

船頭仲間は（表3）にみるとおり往来人から常水時一人につき銭三文の舟渡賃を取って舟渡しを営んだ。往来人のうち「出家侍」「賃銭持合無之もの」及び天龍寺門前民は舟渡賃が免除された。¹⁷⁾ ほかに同寺境内川端村は舟渡賃として半季ごとに銭五〇〇文をまとめて納めるよう取り決められていた。¹⁸⁾ また、船

頭仲間は舟渡しで得た収益の中から天龍寺へ運上銀（銭）を納めた。運上は一月につき銀一〇匁と一応定められていたようであるが、実際には、舟渡しの日数や人出の多少により変わった。⁽¹⁹⁾なお船頭仲間の渡世について、享保六年の架橋相論で町奉行所の質疑に対する答えとして、天龍寺は口上覚に「一、橋有之船渡無之内三軒船頭役之者渡世難儀候哉之儀御尋被遊候、此者共平生耕作相兼仕候得者さのミ難儀仕候程之儀者無御座候」と記している。実際、三軒屋は前稿で述べたように茶屋業のほかに黒木屋等も営む者であったから、橋が架けられて舟渡しがなくなつたとしても「渡世難儀」することはなかつたと考えら

〈表3〉舟渡賃表

水 位	舟 渡 賃	
	人（1人）	牛馬（1匹）
常水（4尺）	3文	6文
5尺	5文	
6尺	10文	
6尺5寸	15文	
7尺	50文	
7尺5寸	55文	
8尺	60文	

※正徳3年「船渡賃定」・享保6年「賃銭定札」・享和3年「舟渡賃銭」より作成

れる。

二 法輪寺と門前町の架橋願

舟渡しの間、法輪寺の参詣人や往来人は舟渡賃を払い大井川を渡つた。しかし、橋が架かっている時と比べ、人の数は余程減少したようである。享保九年（一七二四）二月、法輪寺は翌三月一三日から九〇日間の開帳を前に天龍寺へ架橋を願ひ出る。時を同じくして、法輪寺門前町から天龍寺へ次のような嘆願書が差し出される。⁽²⁰⁾

法輪寺門前者往古より田畑山林無御座、居屋敷斗二而耕作茂不仕、虚空藏参詣人并五畿内西国筋愛宕道之茶屋二而渡世仕来候、然所二去丑八月洪水二而大井川橋流落、渡船二罷成候以後ハ京都より虚空藏参詣人茂次第二少ク、別而女并子供渡船をおそれ、毎月之縁日さへ茶給候者無御座迷惑仕候、且又西国筋愛宕道者并道中駕籠迄茂渡場二而休候而船を待合、我々共方へ者立寄不申候二付、年々困窮仕渡世二はなれ可申哉与歎敷奉存候

一、此度橋之儀先例之通法輪寺より挂申度段々申候二付、我々共申合口上書を以御願申上候、御慈悲之上何とぞ橋二罷成候様二被遊被下候者難有忝可奉存候、以上

辰二月

法輪寺門前 茶屋惣中

年寄 太右衛門

天龍寺 御役者中様

其方共案不勝手二不
相成様二可致由口論

法輪寺の門前町は〈図1〉〈図2〉にも描かれるように、同寺の建つ虚空蔵山の山裾から渡月橋の橋詰辺りに家数一〇軒前後が立ち並ぶ小さな集落であった。門前町の人口は、法輪寺文書「言上諸記録」〔六八九〕によると、寛政四年（一七九二）

五月の人別改めで男女各三一人、僧三人の計六五人を数える。

また家数については、宝暦一〇年（一七六一）十一月に諸国巡見使の費用の負担を求められた法輪寺が町奉行所へ差し出した口上書に「法輪寺門前之儀ハ家数拾軒御座候而、法輪寺侍役三人相勤、残七人共虚空蔵参詣人江茶を売渡世仕候儀ニ御座候、往古より法輪寺境内ニ田地壹ヶ所も無之、高と申儀無御座候」と記述されている（法輪寺文書【五三】）。実際に門前町の周囲にはすぐに天龍寺領と松尾社領が迫り「田畑山林」を殆ど有さなかつたため、法輪寺の門前民は右記のとおり多くの者が「虚空蔵参詣人」をはじめとする往来人を目当てに茶店を営み、生計を立てたと考えられる²⁾。そのため、渡月橋の流失後、往来とともに客足が減ると、法輪寺門前は「年々困窮」するようになった。嘉永元年（一八四八）の『智福山例月収納物并米出納勘定録』（以下、『勘定録』〈表4〉）によると、法輪寺は現銀収

入の殆どを参詣人の寄進と門前町の地子に依存していたため、やがて同寺の財政にも大きく影響することになる²⁾。参詣人が減り、門前町が枯れるということは、経済的基盤の弱小な法輪寺にとって死活問題であった。

両者からの切願を受け、享保九年三月には天龍寺が自前で臨時的に仮橋を架橋し、法輪寺の開帳期間中は併せて舟渡しも行った。『年中記録』によれば、このときの架橋は天龍寺が門前の船頭仲間に請け負わせ、用材として松木三〇本、五寸竹二一五本、入用銀として二二匁三分五厘、米三斗二升五合が掛かったと記録される。また、この架橋は『年中記録』の残る一八世紀以降に天龍寺が自ら架橋した唯一の事例となる。このことは、近世後期において、天龍寺は自ら架橋できたにもかかわらず、少なくとも積極的に、「度月橋」を架ける意図をもたなかったことを示唆する。その理由として、一つには大井川の度重なる出水に耐えうる橋を維持する経済的な困難もあったはずであるが、なによりも天龍寺とその門前町、境内諸村にとって、法輪寺とその門前が渴望するほどには「橋」を必要としなかつたためと考えられる。

同年の天龍寺による架橋はあくまで間に合わせだったようで、大井川の渡河手段は間もなく舟渡しに戻る。そして享保一二年以降、橋の再架橋をめぐり、大井川渡河の支配権を譲らな

い——舟渡しを営む天龍寺と、架橋を望む法輪寺との間で再び

相論がもち上がる。結局町奉行所や金地院まで巻き込んだ末、享保一六年によく法輪寺による架橋が認められ、同年中に法輪寺が橋を造営する。これ以降、渡月橋の管理運営は、先述した仕組みのとおり天龍寺の領有下に法輪寺が行うことになる。同時に、法輪寺は橋が破損流失した際は速やかに修復しなければならぬ責務を負うことになった。

元文元年（一七三六）一二月、度重なる修復費出に疲弊した法輪寺は天龍寺へ橋の通行銭として往来人から一人につき二文を取ることを願い出る。そのうえで、両寺は申し合わせて町奉行所へ橋銭の取り立てを願い出、聞き届けられて翌年から実施する。これにともない、両寺間で法輪寺が天龍寺へ「往来之橋錢運上銀」として毎年三〇〇匁を納めることが取り決められた。⁽²⁾ 橋を保守するため橋銭を取る勸進橋（銭取橋）となった渡月橋も元文五年以来三年連続して流失し、ついに寛保二年（一七四二）には法輪寺は橋の修復を「不勝手」のため断念して、天龍寺及び町奉行所へ「残候橋杭等取崩」を申し出る。その後約一〇年間、大井川の渡河は天龍寺門前の船頭仲間により舟渡しが行われることになる。

宝暦元年（一七五一）一二月に至り、法輪寺は「仮橋」の新造を願い出、天龍寺及び町奉行所の認可を得て、翌宝暦二年三月三日からの開帳に間に合わせて架橋する。同年五月には、老中松平武元一行の巡見に先立ち、町奉行所は天龍寺及び法輪寺

へ渡月橋の補修を命じる。このとき、法輪寺が天龍寺へ断りなく町奉行所と直接やり取りしたのをきっかけに、またもや橋の管理について両寺の間に争論が生じる。結局、橋往来の早期再開を願った法輪寺に対して、町奉行所は「度月橋之義天龍寺より修復出来之届無之内者往来差救事難相成候」とし、天龍寺の管理権が再確認される形となった。⁽³⁾ この後、法輪寺は天龍寺及び町奉行所へ願い出、宝暦二年から七年間再び往来から橋銭を取るようになる。これ以降、橋銭の取り立ては期間が満了するごとに七年又は五年の期間延長が乞われ、幕末まで連続的に行われる。同時に、法輪寺は橋運上銀を毎年天龍寺へが納めることになる。

三 橋と十三詣りの広がり

宝暦二年に再び架橋された橋について、天龍寺は法輪寺から届出を受けるだけでなく、法輪寺による橋の管理にまで及んで監督を行った。明和六年（一七六九）、渡月橋で人と牛が転落する事故が起き、法輪寺へ橋の補強を要求した例をはじめ、時々々に補修を督促したり、必要とあれば補修が済むまで往来を止めて舟渡しにしている。橋の補修用の土芝は、法輪寺が願い出て天龍寺境内の大井川河原において同寺役人立会のもとに採取した。

〈表2〉で橋の補修の時期に注目すると、もつとも往来が見込まれる三月を前に多く行われていることがわかる。前稿に述べたように、宝暦年間以降、春の嵐山には法輪寺の開帳の有無にかかわらず日切茶店が出店されるようになる。そのなか『年中記録』において安永元年（一七七二）三月一二日条に、「十三日」を特に意識する記事が初めて現れる。

十二日、京茶店之者川原二而十三日十九日両日平焼仕段願来、諸老へ申達之上許容

同記事から、一三日と一九日の両日は特に京都市中の「茶店」が出張つて来て営業するほど多勢の人数が見込まれたことが知られる⁽²⁶⁾。その後安永六年三月六日条にはやはり「十三日」について次のような記事がみられる。

六日、度月橋小橋之儀十三日往来も夥敷故置土申付

同記事より、天龍寺が「十三日」に見込まれる夥しい往来に備え、渡月橋の小橋の補強を命じたことがわかる。ほかに安永八年三月一二日には、嵯峨清涼寺が翌一三日と一九日の両日中、橋詰で「二王門勸化」を行うべく天龍寺へ依頼した記録が認められる。このように安永年間以降、『年中記録』には時おり

「十三日」の特別な人出をうかがわせる記事がみられるようになる。したがって、安永年間には「十三日」は特別人出の多い日と、天龍寺をはじめ近辺の人びとが認識すようになったと考えられる。このことは法輪寺の十三詣りが同時期に広がったことを示唆するものといえよう。

そもそも「十三日」は中世以来、法輪寺の本尊である虚空蔵菩薩の縁日とされる⁽²⁷⁾。『年中記録』においても、正徳元年（一七一）以降、法輪寺は三月一三日をまたいで度々開帳を行っている⁽²⁸⁾。前稿に述べたように、一八世紀前期の日切茶店はおもに寺社の開帳・縁日に訪れる人びとを目当てに営まれた。虚空蔵菩薩が一三才の子どもに「福智満の知恵」を授けるといふ信仰は、法輪寺が度々開帳を行うなかで次第に人びとの間に広まったのではないだろうか⁽²⁹⁾。いずれにせよ、『年中記録』の天明五年（一七八五）三月八日条に「法輪寺より例年之通会日前橋修覆出来届持参」と記録されるように、沢山の往来が見込まれる「会日」前に橋を補修することは恒例となったことが知られる。

法輪寺文書に伝わる嘉永元年（一八四八）の『勘定録』（表4）をみると、三月一三日前後に法輪寺を詣でた人びとがどれほど多かったのかよくわかる。『勘定録』は法輪寺の役人が半月から一ヶ月ごとに出納を勘定して同寺へ報告した記録をまとめたものである。同年の『勘定録』の「納方」（収入）にお

いて、三月二日から一五日までは日ごと、に計上されており、納額も一日分で他月の一ヶ月分をはるかに超えている。とりわけ一三日分に計上された「御さん物」「御守札料」等の供物や寄進は桁違いの多額に上る。さらに前後三日分を合わせると、法輪寺の年貢等を除く「収納物」歳入のおよそ五割近くに達する。このように幕末までには、法輪寺の十三詣りは同寺の最も大きな収入源の一つとなっていたのである。同『勘定録』には、三月一三日に「東奉行息女」の「御副物」、数日後には「西奉行息女」からの「さん物」も記録されている。江戸から赴任した京都の東西町奉行に齡一三前後の娘がいたのか確認できないが、十三詣りの風を聞き及んだ両奉行が娘の智福を祈って詣でさせたと想像してもそうではないだろう。ほかに一三日に「江州八幡」の者の供物が認められるように、法輪寺の十三詣り信仰は幕末までに京都周辺の近国にまで広がりをみせる。

一八世紀後期、『都林泉名勝図会』に描かれたような風景を生み出した法輪寺の十三詣りの広がり背景として、三月一三日前後がちょうど嵐山の花盛りであったことは見逃せない。十三詣りに嵐山の麓を往来することはとりもなおさず花見も兼ねることとなり、前稿に述べたように人びとは道々の日切茶店で憩うことができた。逆に、花見目当ての人びとが少し足をのばして法輪寺へ詣でることもあったに違いない。ともかく、宝

暦二年から寛政一二年まで四〇余年の間、橋は例年のように流失と修復を繰り返しながらも中断なく架け続けられ、参詣や花見の人びとは舟渡しでなく橋を歩いて渡ることができた。

四 橋の普請と保守

先述のとおり渡月橋の管理運営は法輪寺が行ったが、実際の橋の普請や維持には、法輪寺から請け負った同寺の門前衆や近隣村の者らが携わったようである。明和五年（一七六八）一月に門前衆が法輪寺へ差し出した証文には「渡月橋仮土橋懸ケ候儀先達而私共請負仕度御願申上候而、宝暦十四年申正月より今子極月迄御請負仕、則年季今年二而相済申候二付、右橋最初御約束之通指上申候」とみえる³⁰。同証文から推し測ると、「仮土橋」の架橋普請を請け負った門前衆は宝暦一四年（明和元年）正月から五年間の年限で橋の保守と運営——橋銭の取り立て——を任せられ、その間の橋銭を収入としていたと考えられる。また同証文によれば、門前衆は年限が済めば法輪寺へ橋を返上したうえ銀一五〇匁を納める「御約束」を交わしていた。法輪寺文書にはほかに記録が見当たらないため、同事例が橋普請の典型的なものであったかどうかはわからない。ただ、法輪寺が行った橋の管理運営において、橋の普請や保守に何らかの形で同寺の門前衆が携わったのは間違いないだろう。

〔表4〕『智福山例月取納物并米出納勘定録』にみる法輪寺の「取納物」歳入

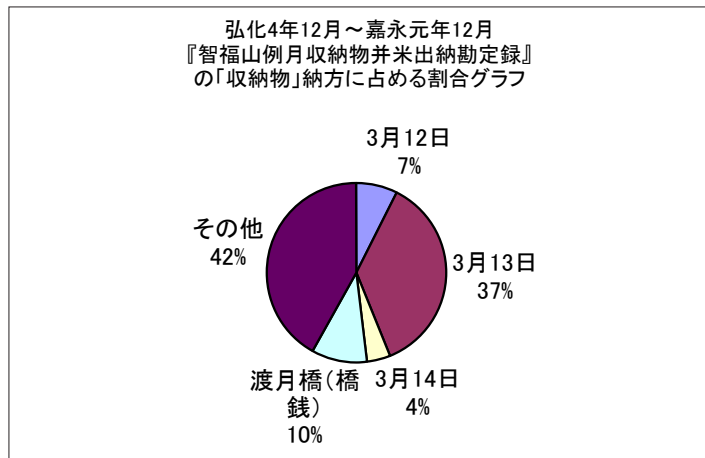
(弘化4年12月16日～嘉永元年12月24日)

会計期間				
項目	勘定額	勘定科目	納入人	備考
12月16日～1月14日納方				
内訳	銭3173文	御さん物		12月16日～1月13日分
	銭2250文	度月橋		
合計	銭7186文、金2朱、銀13匁2分			
1月14日～2月14日納方				
内訳	銭1928文	御さん物		1月14日～2月4日分
	銭2075文	度月橋		1月14日～2月3日分
	銭1530文	御さん物		2月4日～13日分
	銭96匁文	度月橋		2月4日～13日分
合計	銭7955文、銀6匁			
2月14日～30日納方				
内訳	銭1240文	御さん物		2月14日～26日分
	銭1473文	度月橋		2月14日～25日分
	銭2500文	度月橋	川端村	昨弘化4年下半期分
	銭392文	度月橋		2月26日～29日分
合計	銭6786文			
〈2月30日～3月11日納方〉抜粋				
内訳	銭3827文	御さん物		2月30日～3月3日分
	銭536文	度月橋		
合計	銭5721文			
〈3月12日納方〉抜粋				
内訳	銭11469文	御さん物		芝茂左衛門ほか(西町奉行所同心)
	銭3212文	御守料		
	銀3匁	御膳料		
合計	銭18367文、銀3匁			
〈3月13日納方〉抜粋				
内訳	銭55115文	御さん物		江州八幡 伊奈遠江守忠告息女
	銭22000文	御守料		
	銭4600文	御膳料	46人	
	銀7匁5厘	御膳料	4人	
	銭400文、金2朱	当申年中御膳料	伊賀屋宇兵衛	
	金2朱	御福物	ツ□夕伊兵衛	
	金2朱	御福物	東奉行息女	
合計	銭89415文、金1歩2朱、銀7匁5厘			
〈3月14日納方〉抜粋				
内訳	銭7583文	御さん物并外箱共		
合計	銭10530文			

会計期間				
項目	勘定額	勘定科目	納入人	備考
〈3月15日納方〉抜粋				
内訳	銭1947文	御さん物		
合計	銭3571文			
〈3月16日～25日納方〉抜粋				
内訳	銭9467文	御さん物		
	金2朱	伏見宮様御備	伏見宮	
	銀3匁5分	西奉行息女さん物	西奉行息女	水野下総守重明息女
合計	銭13994文、金2朱、銀3匁5分			
〈3月25日～29日納方〉抜粋				
内訳	銭1902文	御さん物		
合計	銭2691文			
〈3月29日～5月3日納方〉抜粋				
内訳	銭4065文	御さん物		3月29日～4月14日
	銭2712文	御さん物		4月14日～5月3日
	銭3037文	度月橋		4月15日～5月2日分
合計	銭13750文			
〈5月3日～5月30日納方〉抜粋				
内訳	銭1357文	御さん物		5月3日～14日分
	銭891文	度月橋		5月2日～13日分
	銭2624文	御さん物		5月14日～30日分
	銭4413文	度月橋		5月14日～29日分
合計	銭11582文			
〈5月30日～6月14日納方〉抜粋				
内訳	銭3080文	御さん物		
	銭3010文	度月橋		5月13日～6月13日分
合計	銭6684文			
〈6月15日～7月14日納方〉抜粋				
内訳	銭2588文	御さん物		
	銭2891文	度月橋		6月14日～7月9日分
合計	銭5819文			
〈7月14日～7月30日納方〉抜粋				
内訳	銭1116文	御さん物		
	銭1323文	度月橋		7月10日～29日分
合計	銭2819文			
〈7月30日～8月29日納方〉抜粋				
内訳	銭1726文	御さん物		
	銭844文	度月橋	7月30日～8月12日分 ※8月13日度月橋流失	
合計	銭3294文			

会計期間				
項目	勘定額	勘定科目	納入人	備考
〈8月29日～10月2日納方〉抜粋				
内訳	銭1557文	御さん物		
合計	銭2792文、銀2匁			
〈10月2日～11月2日納方〉抜粋				
内訳	銭2015文	御さん物		
合計	銭2662文			
〈11月2日～12月2日納方〉抜粋				
内訳	銭1720文	御さん物		
合計	銭2374文			
〈12月2日～24日納方〉抜粋				
内訳	銭1043文	御さん物		12月8日～12月23日分
	銭1092文	度月橋		
合計	銭2776文			
年間勘定額				
総計	銭245,977文、金2歩2朱、銀34匁7分5厘			

- ※1 各会計期間は原則として期末に法輪寺役人の署名があるものを一期間として区分した。但し、3月12、13、14、15日については、各日ごとに区分した（役人の署名はないが、各日ごとに収納額が計上されているため）。
- ※2 「合計」欄には、各会計期間ごとの合計を史料上の金額で記載した。但し、なかには、内訳を足し合わせた額と一致しない（数文から数十文程度）例がみられる。
- ※3 法輪寺文書「弘化五申年（嘉永元年）智福山例月収納物并米出納勘定録」（【六六九】）より作成



- ※1 金銭相場は金1両＝銀63.75匁＝銭6,375文で換算した（『新稿両替年代記関鍵』）。
- ※2 「渡月橋（橋銭）」には3月4日～4月15日分（委託期間）、8月13日～12月7日分（流失期間）は含まない。

このほかに、大井川（上流は保津川、下流は桂川）の出水による橋の破損流失は、流水そのものよりむしろ流木材による被害が大きかったため、法輪寺は時々到大井川の橋脚周りに筏除杭を打ち込むことを願ひ出ている。この筏除の杭木と打ち込みに掛かる入用は、七割を上流の筏荷主（山城・丹波材木商人）が、三割を三ヶ所（嵯峨・梅津・桂）材木屋仲間が寄進する取り決めになっていた。天保一〇年（一八三九）の法輪寺文書によれば、法輪寺は「筏杭木代并打込仕立手間入用銀」として銀四六七匁余を受け取っている^(註)。

また、橋の日常の保守運営には、法輪寺に雇われた「橋番」と「橋番下部」二名が携わっていた。嘉永元年の『勘定録』の「出方」（支出）には、「橋番給」として半期に金二歩、流失期間を除く月に「橋番下部米料」として錢五〇〇〇六〇〇文、同じく「橋番下部」へ四半期ごとに米五斗、冬季には「橋番たんとん代」として錢六〇〇文が計上されている。このことから、渡月橋には橋番人が橋詰の番小屋などに詰め、掃除や見回りにあたるとともに、通行錢の取り立てを行っていたと推考される。

同『勘定録』（表4）によれば、橋の往来人から取られた橋錢は三月分を除いて法輪寺の毎月の収入の一部として計上されている。「勘定録」に橋錢収入が計上されていない三月初旬から四月中旬にかけては、「花の嵐山」の最中であるとともに、三月一三日前後の十三詣りでもっとも往来人の多い時期に当た

る。嘉永四年三月の「御請書」によると、法輪寺はこの間の橋錢徴収を別に請け負わせていた（法輪寺文書【三二八】）。

御請書

- 一、此度度月橋橋錢御請負之儀、当九日より四月九日迄日数三十日之間私共へ被為仰付、則為御請負料金拾三兩三歩式朱ト錢七百文上納仕候、右日限中被為 仰渡候条々
- 一、御室御所、嵯峨御所御門前、并太秦御山内、天龍寺山内門前は等無錢之事
- 一、出家帯刀人無錢之事
- 一、喧嘩口論諸勝負事決而仕間敷候事

右之条々被 仰渡奉畏入候、尤右橋錢御請負日数相済候上日延等之儀御願申上間敷候、依奉差上候御請書如件

嘉永四亥年三月九日

太秦市川村 請負人 清左衛門（印）

法輪寺様 御役人中様

同請書のとおり、法輪寺はもつとも人出が見込まれる——もつとも収益の上がる——三月の一ヶ月間に限り、請負料として金一三兩余を上納させる代わりに橋錢の徴収を委譲した。同様の請書は弘化四年（一八四七）、嘉永五年にもみられる。これらの事例で請負人となったのは、太秦市川村や上山田村など近隣

村のほか法輪寺門前の者たちである。⁽³²⁾ 嘉永四年の三月九日から三〇日間の橋銭請負で、請負人が法輪寺へ納めた請負料金一三両三歩二朱と銭七〇〇文は、銭に換算するとおよそ八九貫二八六文に相当する。⁽³³⁾ 単純に当時の橋銭一人につき三文で割ると二万九千七百六十二人分で、これに「無銭」の者も加えると、少なくとも三万人以上の往来がなければ割りに合わない計算になる。⁽³⁴⁾

五 享和年間の中断と再架橋

十三詣りの広がりにもかかわらず、寛政年間までに、法輪寺の財政状況は悪化の一途を辿ったようである。秘仏異宝の開帳を一〇年と空けずにはしばしば催したのもその証拠の一つと言える。⁽³⁵⁾ また、渡月橋の修復費用も法輪寺の重荷となっていた。天明二年（一七八二）八月に修復したばかりの橋が翌日に流失した例にもみるように、渡月橋は大井川の出水により度々破損流失し、川幅も段々と広がって修復費用は嵩む一方だった。寛政五年（一七九三）一二月、こうした状況に堪らず、法輪寺は天龍寺と町奉行所へ橋銭の増額を願ひ出る。⁽³⁶⁾ 口上書によれば、法輪寺は打ち続く洪水と川幅の拡張により修復に要する費用が高むようになったこと、宝暦年間に比べて銭価が下がったことを理由に、相對橋銭を一人につき三文から三文に増したいと嘆願

した。しかし、同願が聞き届けられたのかどうかについては、『年中記録』には形跡を見出すことができず、法輪寺文書にも記録が見当たらない。併せて、これより後享和三年に橋銭が増額される際のやり取りからも、寛政五年の橋銭増額願については、町奉行所の認可を得られなかったものと推考される。一方で、法輪寺が天龍寺へ納めるべき橋運上銀は、明和八年（一七七二）までに年間三〇〇匁から三五〇匁に増額されている。また、寛政九・一〇年には大破した諸堂修復のため、先例により勸化繪旨が下されたが、法輪寺は自前では諸国を巡行するのにもまならないため、町奉行所へ訴願して京都・大坂・江戸をはじめ諸国から勸化を募っている。⁽³⁷⁾

この間も橋が維持されたのは、法輪寺と門前民にとつて、渡月橋を渡って参拝する人びとの存在——彼らが落としてゆく金銭——が不可欠だったからにはかならない。前稿で述べた（花の嵐山）のにぎわいも加わり、橋を往来する人びとは増えたであろう一方で、法輪寺の財政難は参拝人を渡すための橋さえ維持できないまでに深刻化していた。享和元年（一八〇一）夏、ついに法輪寺は宝暦二年以来五〇年の間架け続けた渡月橋の保持をあきらめてしまう。同年一〇月、法輪寺と天龍寺との間で、以後当分は舟渡しとすることが申し合わされ、両寺は次のおり西町奉行所へ届け出た。⁽³⁸⁾

口上覚

一、天龍寺境内大井川度月橋仮土橋、当春以来度々之洪水
 二而流失仕候処、早速修覆可仕与奉存候得共、貧寺二而
 修覆難及自力迷惑仕候、右橋去ル末年より来亥年迄五ヶ
 年之間年限中ニ御座候得共、右仮橋懸直之儀当分出来不
 申候二付、此段御届奉申上候、尤右之段天龍寺江茂断申
 入承知ニ御座候、往來中之儀者右寺より先例之渡船差出
 被置候得者、一切差支之儀無御座候間、此段御届届被成
 下候様奉願上候、以上

享和元年酉十月

嗟峨 法輪寺役人 馬淵太右衛門

御奉行所

口上覚

一、当寺境内大井川度月橋仮土橋、法輪寺より奉願二付、
 従先年御届申上年限を以爲掛置候処、当夏洪水二而流失
 仕候故、当寺より渡船差出置申候、依之右年限中急々仮
 土橋被掛候様申入候得共、貧寺二而此節被掛かたき段断
 被申候二付、此段御届申上候、以上、尤於当寺別条無御
 座候間、法輪寺より御願申上候通御届届被成下候様仕度
 奉存候、往來之儀者差支無之様前々之通当寺より渡船申
 付置候、以上

酉十月

天龍寺役人 芹川恵旦印

御奉行所

二通の口上書のうち前者において、法輪寺は寛政一一年から五
 年間許された橋銭取立の年限半ばではあるが、経済的困難のた
 め「当分」の間橋を架け直すことができない旨断っている⁽³⁹⁾。一
 方、後者においては、天龍寺は年限中でもあり法輪寺へ対し架
 橋を促したが、法輪寺は困難の旨断ってきたと述べた上で、天
 龍寺としては「前々之通」舟渡しでも別条はないと言明する。
 ここにも両者の橋へ対する思惑の齟齬が透けてみえるが、二通
 の口上書で、今後の「往來(中)之儀」については両寺が一致
 共通して述べている。このことは大井川の渡河について、両寺
 が領有する者或いは管理する者としてそれぞれの立場で公儀
 (公共)に対する責任を負っていたことを物語っている。とも
 かく、両寺は人びとの往來に差し支えないよう手立てすれば、
 町奉行所に当然認められると思っていたふしがある。

ところが、同一件を担当した西町奉行所——目付方与力棚橋
 友之進は難色を示す。「年中記録」には以下のように記録され
 ている。

廿四日、西庁より呼來二付、法輪寺役人同道二而出庁、棚
 橋氏出會、先日被差出候書付之趣相伺候処、先日茂得御意
 候通、御役所より申付為掛候儀二而者無之、法輪寺より願

候而相掛候儀故、不被聞届与申義二而者無之候得共、先所之名物与申、中絶候得者後々者跡形も無之名斗二相成、法輪寺者勿論天龍寺并所迄も無景二相成、殊二又宝曆式より中絶無之橋錢之儀も、連続二而願茂聞届有之候事、中絶二及候得者後々改而被相掛度節、願二付橋者許容も有之候而も橋錢之儀者先例之通不出来も難計被存候間、得与勘弁も有之度存候、今一応罷帰り院主へも得与被申入候而可被申出候、天龍寺二おゐても尚又法輪寺へ得与被申聞勘弁有之度候、併、弥中絶二候ハ、書付も認替候積り二而又々可被申聞候、此段頭茂今一応申聞候様被申付候故、態々此段申候旨也（後略）

右記録によれば、町奉行曲淵景露の意を呈した棚橋与力は「公儀橋にあらず、法輪寺が願ひ出て架橋している橋について、町奉行所が許認可しないという訳ではないが」と前置きした上で、橋の存続を求めている。棚橋与力はその理由として、渡月橋という「所之名物」が中絶すれば、「後々者跡形も無之名斗」となり、「法輪寺者勿論天龍寺并所」まで「無景」になつてしまふという危惧を挙げる。ついで宝暦二年以来存続していた架橋が中絶に及んでは、以後橋錢の取り立ては先例通り容認できないかもしれないと暗に牽制した上で、両寺に「勘弁」を促している。注目すべきは、町奉行所が当時の渡月橋を名ばかりでな

い、「所之名物」と認識し、同橋がなくなつては法輪寺はもちろん天龍寺や「所」まで「無景」になると危ぶんでいることである。この場合の「所」が嵐山という名所空間を指すことは間違いない⁽⁴⁾。先述したように、この時期には花の嵐山の麓、大井川の渡月橋を花見の人びとや十三詣りの親子連れが繁く往き来するようになつており、当然町奉行所もそのことを承知していたはずである。京都町奉行所は橋を交通手段としてだけでなく「所之名物」として認識していたと考えられ、それを保全するという動機ばかりが理由ではないにせよ、橋の存続を求め、結果としてはそのとおりになつた。この一例だけを取りあげて、京都町奉行所が名所の景観保全について高い意識を持っていたと言つてもいい。ただ、背景として、世間の人びと——とくに嵐山を訪れる人びとが橋を嵐山の「名物」と認識するようになっていたということは言えるだろう。同時期は、前稿に述べたように、花の嵐山に出店された日切茶店が最もにぎわう時期にも当たつたため、なお更そう考えられる。

京都町奉行所による説諭の結果、法輪寺は「何卒急々工面仕、相掛可申奉存候」と急ぎ再架橋に手当てすることを約し、天龍寺もこれに協力する——協力せざるを得ないことになる。その証として、同年の橋運上銀は名目は三五〇匁のままであったが、代わりに天龍寺が法輪寺へ銀一五〇匁を助成し、実質的には減免された⁽⁴⁾。以下、再架橋までの記録を挙げると、享和二年七月

一日に同地を訪れた滝沢馬琴は、『羈旅漫録』に「嵐山に遊び侍り、渡月橋も近日の洪水において、川上七、八町まはりて渡し舟あり。」と書き残している。⁽⁴⁵⁾翌享和三年には、閏一月の老中、二月の所司代による巡見触に渡月橋が予定地として挙げられているが、架橋された形跡は見出せない。⁽⁴⁶⁾同年三月には法輪寺の開帳が催されたが、天龍寺はこの間の渡船運上を船頭仲間へ求めている。⁽⁴⁷⁾そして、享和三年二月末以降、法輪寺は渡月橋を保持するため天龍寺及び町奉行所へ橋銭の増額を嘆願する。同願を受け、町奉行所は天龍寺へ舟渡し時の船賃（常水時一人三文、牛馬六文）を問い尋ね、さらに同寺の門前町及び境内川端村から橋銭の増額について請書を提出させる。⁽⁴⁸⁾橋銭増額の環境が調えられた上で、同年二月初め、法輪寺と天龍寺は町奉行所へ渡月橋の造作を願い出、年の暮れには同橋の竣成を届け出るようになった。⁽⁴⁹⁾年明けより、橋銭一人三文、牛馬六文が取られることになった渡月橋は、その後も流失と修復を繰り返しながら幕末まで中断なく架け続けられ、数多くの人びとを渡すことになる。

六 幕末の渡月橋

嘉永三年（一八五〇）、渡月橋は三たび中断の危機をみる。七月までの旱天に違い、八月八日の出水で落橋すると、同月

二八日には、天龍寺は法輪寺へ対し「遠忌（夢窓法師五百
年遠忌法事）前見苦敷、且不弁候間」（一）は筆者註）という理由で修復を急がせる。その矢先、翌九月に「百年已来之満水」に見舞われ、「度月橋残之分小橋共悉皆流失」してしまう。この結果、法輪寺はまたしても自分再架橋を見合わせざるを得ない状況に追い込まれる。しかし、間もなく同年一月に、法輪寺の門前町が同寺へ次のとおり嘆願書を差し出し、渡月橋の新調を申し出る（法輪寺文書【三四五】）。

奉願口上書

度月橋去月落橋仕、其後渡舟二而者参詣人茂薄ク、且御門前其外往来之輩誠難渡仕候二付、御新造御催之儀奉伺候処、近年打続流失仕多分御物入二而当時御見合ニ可相成御沙汰、恐入御尤之御儀ニ奉存候、其上押而奉願候儀恐痛仕候得共、何分御門前之者共ハ勿論参詣人其外近村之者共日々難渡仕候二付、御門前一同種々示談仕候而、今度私共御引請申上、金子三拾両御下ケ被成下、且例年福引御催之処明亥年分爲御冥加銭拾貫文相納、私共へ御任セ被成下候ハ、右等之余勢且仕来り勤化手広ニ致シ助力を専らニ仕候而、御橋大小二而凡九拾間、当年中ニ成丈ケ念入御爲方ニ相成候様仕立普請可仕候間、何卒願之通御聞届被成下候様奉願上候、被 仰付候上ハ御下ケ金之外如何様御座候共、私共引受其

余御失脚等御掛ケ申間敷候、前文之手続金私共不勝手渡世而已之儀ニ而茂無御座、一日茂早ク御橋出来通行人在之候ハ、自然 御本尊様江御奉公ニ茂可相成義ニ乍恐奉存歎願仕候、右 御聞届被成下候ハ、一同難有可奉存候、以上

嘉永参年十一月朔日

御門前 年寄 利兵衛(印)

五人組 宇兵衛(印)

惣代 嘉兵衛(印)(ほか2名)

法輪寺様 御役人中様

同口上書によれば、法輪寺門前町は「金子三拾両」が下げ渡され、かつ「福引」の開催を請け負わせてもらえれば、引き受けて渡月橋を新造する旨同寺へ申し入れた。同口上書において、門前町は橋が架けられなければ、参詣人を目当てに生計を立てる門前民の暮らしが立ち行かなくなり、「近村之者共」にとつても渡河手段が失われ「日々難渋」すると訴え、再び架橋され往来人が増えれば、引いては法輪寺のためにもなると口説いている。法輪寺は門前のこの申し出を即刻受ける。⁽⁴⁸⁾『年中記録』によれば、同一一月三日には天龍寺へ、翌四日には町奉行所へ渡月橋の修復を願い出た。これにより、法輪寺に代わって同寺門前衆の手で普請が始められ、遅くとも翌春までには完成、再

び渡月橋が架橋されることになる。その後、同橋も度々破損し、安政二年(一八五五)八月には残らず流失してしまうが、同年中には架け直された。⁽⁴⁹⁾同安政二年の流失直前の六月一日、母とともに嵐山に遊んだ清河八郎は次のように書き残している(『西遊草』⁽⁵⁰⁾)。

酒肴を命する間に、は、は奴を連れ渡月橋を越、虚空蔵祠にいたる。渡月橋は月夜の景色世に名高きうるわしきなり。虚空蔵祠もまた嵐山第一の宮なり。

むすびにかえて

近世の渡月橋はおもに経済的理由から架橋を望んだ法輪寺が天龍寺及び町奉行所へ願い出、架けられることになった。大井川を挟んで向かい合った両寺の思惑の齟齬、度重なる流失と法輪寺の財政難により、渡月橋は幾度か中断の危機に見舞われた。それにもかかわらず、宝暦二年以降、享和年間の短い中断を挟み、およそ百年にわたって架け続けられた「仮橋」は、法輪寺門前はじめ天龍寺境内や近郊の村々の人びと——嵐山の周辺に生きる人びとにとって、日常的な生活の橋として欠くことのできない存在となっていた。同時に、嵐山の花見に訪れる人びとや法輪寺の十三詣りに詣でる人びとを渡し続けた橋は、その

営みの積み重ねのなか、名所嵐山の麓を流れる大井川に架かる〈名橋〉として人びとに認識されるようになった。言い換えれば、そうした性格をあわせもった橋であつたればこそ、百年の長きにわたって架け続けられた。

本稿では、橋をめぐる営みの跡を追いながら、近世の嵐山という名所文化について考えるためとまりなく書き述べてきた。本稿で取りあげた法輪寺の十三詣りの広がり、前稿に述べた〈花の嵐山〉の成熟と相互に作用し合つて、〈嵐山〉という名所空間を形成したと考えられる。そして、そこに橋が架け続けられたことは、経済においても文化においても文字どおり橋渡しのな作用を生み、やがてその橋自身も風峡という自然の造形美のなかで名所空間を構成する要素となつたと考える。本稿でそのことを十分に論述できたとは思えないが、近世という時間のなかでそれぞれの姿勢で嵐山とかかわり、〈嵐山〉という名所文化を培った人びとの営みに少しでも触れることができたら幸いと思う。

注

(1) 『年中記録』は宝永七年(一七二〇)から万延元年(一八六〇)までの天龍寺の寺務日誌。以下、本稿に引用する『年中記録』ほかの天龍寺文書は、すべて京都府立総合資料館所蔵の写真帳及びマイクロフィルムによる。なお

引用の凡例は前稿のとおりとする。また文書番号は【】で示した。

(2) 法輪寺(山号智福山)は、寺伝によれば和銅年間の草創と伝えられる真言宗御室派の古刹。本尊は虚空蔵菩薩。応仁の乱後には荒廃していたが、慶長年間に後陽成天皇の再興勸進の旨が発給され、以後、同寺の堂舎修理には朝廷から勸進の旨が授けられるのが慣例となる。近世の法輪寺は、元禄六年(一六九三)に將軍綱吉より寺領五〇石を安堵され、同元禄年間に桂昌院の寄進により堂舎が再興された。同寺より川下に広がる上山田村の村高は「天保郷帳」によれば六〇二石、松尾社領が大半を占める相給地で、その北端に法輪寺の門前町が形成されていた。

『史料京都の歴史』一五(平凡社、一九九四年)所収「西京区関係文書目録・解説」によれば、同寺には法輪寺文書として七七一点が伝わる。そのなかには近世の寺院諸記録も多く含まれるが、保存状況は必ずしも良くない。本稿において引用する法輪寺文書はすべて京都市歴史資料館所蔵の古文書紙焼資料による。引用にあたっては可能な限り原史料の記載を尊重したが、用字は固有名詞を除き原則として常用字体に改めた。また仮名も原則として現行の字体に改めたが、助詞として用いられている場合はそのまま残した。虫損・汚損等による判読不能部分については□で示し、(括弧)内は筆者註とした。そのほか文書番号(受入番号)は【】で示した。

(3) 法輪寺の十三詣りについて、西角井正慶編『年中行事辞典』(東京堂出版、一九五八年)には「起源は比較的新し

く、安永2年が始であるという。」と記載されているが、根拠は明らかでない。名所案内記などでは、天明六年（一七八四）再版の『京城勝覧』に「○法輪寺 大井河の南にあり。前に茶屋有たかき坂あり虚空蔵堂なり景よし。十三歳になる都の男女参詣する事おびたし。是を十三まわりといふ」と記されているのが管見の限りの初見である（『新修京都叢書』一二（臨川書店、一九七一年））。先述した寛政二年（一七九九）刊『都林泉名勝図会』には「近年」年々に増て」と見出すことができる。また翌寛政一二年に版行された玉田永教著『年中故事』（『続日本随筆大成』別巻「民間風俗年中行事」下（吉川弘文館、昭和五八年））では次のとおり記述している。

一、法輪寺十三参 十二日 下嵯峨嵐山の麓也。

当本尊虚空蔵菩薩へ、男女十三歳の者今日参詣すれば、福徳の恵みを授け給ふと、大に羣参す、大坂殊に多し。今日境内にて十三品の菓子を売る、参詣の人は是を求めて本尊へ備へて、児どもへ喰わしむ○是の参詣古き事にあらず、四十年余りにて近年別して盛也、本尊十三日の縁日ゆへに云へり。是の寺及近処嵐山の桜花盛りの折なれば、都鄙の老若大井川の辺にて遊獵し、春色を興ず、いわん方なし。

これらの史料と後述する『年中記録』の記録を併せて考えると、法輪寺の十三詣りは一八世紀後期以降に広がりをもたせられる。なお中村雅俊氏は「十三まわりの成立——嵯峨虚空蔵法輪寺について——」（『虚空蔵信仰』民衆宗教叢書第二四巻）のなかで、地誌や社寺案内記の検討

から「十三まわり」の成立時期について「都名所車」「山城名所社物語」の刊行より前、つまり享保年中（一七一六～三六）からさらにさかのぼるとは考えにくい」と述べられている。

(4) 前掲『年中行事辞典』には「帰途、後を振り返ると授かった知恵を返してしまおうといって、渡月橋を渡り終るまで後を振向かぬ風がある。」と紹介されている。一方、昭和二二年に法輪寺が発行した『虚空蔵法輪寺要誌』は、靈験として十三詣りの旨趣を縷々述べるものの、同風習についてはまったく言及していない。したがって、少なくとも法輪寺が積極的に流布したものではなさそうである。

(5) 中世末期から近世中期までの渡月橋について、『年中記録』では享保二二年（一七二七）に天龍寺が町奉行所へ差し出した覚書に次のように記述されている。

一、文安年中洪水二而度月橋流失、其後造営仕候処、
応仁年中兵火二而焼失、即文明年中二造営、又永正
年中二茂造営仕候、右何茂天龍寺より致造営候儀、
記録並橋供養法事之願文等御座候

右覚書によると、永正年間（一五〇四～一五二〇）までは、洪水や兵火で流焼失する度に天龍寺が橋を造営したという。また元文二年（一七三七）の覚書には「応仁年中兵火二而焼失候而船渡、其後又永正年中造立之橋流失後、天和三年迄凡百五拾年余船渡仕来候事」とあり、天和三年（一六八三）まで約一五〇年間は天龍寺が舟渡しを営んだとされる。ただし、『所歴日記』によると、寛文四年（一六六四）三月二七日に嵐山周辺を訪れた石出常軒は「大井川の際に臨

川寺と云あり。松の中道行く。見わたせは河つ、めもはるにて気色いとよし。その寺の前に有橋をわたりて法輪寺に至る。」と書き残している（駒敏郎他編『史料京都見聞記』第一卷（法蔵館、一九九一年））。したがって、少なくとも寛文四年には、大井川に橋が架けられていたことが知られる。一方、法輪寺文書には同時期の渡月橋に関する記録を見出すことができない。ほかに『実隆公記』や地誌・名所期、洛中洛外図など近世前期の史料についても今後さらに分析する必要があるが、本稿では紙数の余裕がないため割愛する。

ちなみに国学者・歌人としても著名であった常軒が、渡月橋について「その寺の前に有橋」としか触れていない。また天和三年四月一日に嵐山を訪れた『千種日記』の著者（日記に各名所で詠んだ歌を書き付けている）もただ「大堰川のはしをわたりて、南に行て法輪寺にいたる」と記述している（『史料京都見聞記』第一卷）。いずれの記述でも、当時の橋は——「渡月橋」という詩的な呼称を想起させない——ただ大井川を渡るための橋という程度の認識しかもたれていなかったと考えられる。

(6) 寛政五年（一七九三）一二月に法輪寺が京都町奉行所へ差し出した口上書にも「天龍寺境内大井川度月橋之儀、古来ハ板橋ニ而流失之節者船渡ニ御座候所、元禄十丑年、從桂昌院様石橋御寄附被下候所、正徳二辰年洪水ニ而流失仕」と認められる（法輪寺文書【五七八】）。桂昌院による寄進について、昭和一二年に法輪寺が発行した『虚空蔵法輪寺要誌』には「是に於て當山の伽藍を修補し、本尊供養

料として御朱印五十石を寄進し、且つ渡月橋を改築し其維持費として黄金五百両を寄附したり。是は往詣者に便せんが為なりしと云ふ。」とある。法輪寺文書には五代將軍綱吉の朱印状（七七）をはじめとして歴代將軍の朱印状が伝わっている。法輪寺は綱吉の朱印状により川嶋村に寺領五〇石を得て財政的な基盤ができたが、同村は度々水害を受けるなど十分なものではなかった。また渡月橋に係る寄進については、「言上帳」（六八八）のうち明和八年（一七七二）に町奉行所へ差し出した「依御尋御返答書之事」に、「□□院様本尊虚空蔵□依御信仰、諸人為參詣元禄之頃新ニ御掛被成下、並ニ右橋修復料として於丹州金子三百兩ニ而□□御買付被成下候」と認められる。『虚空蔵法輪寺要誌』の記述を裏付ける史料としてはこうした断片的な記録しか見出し得ないが、桂昌院の時代に寺領と併せて渡月橋の造営修復費の寄進があったことは確かだろう。一般に板橋は土橋に比べて見ばえが良く構造も堅固であるが、造営に掛かる費用も大きかった。なお幕府が造営から修復まで一切を管理した公儀橋の三条大橋や五条橋も板橋である。

(8) 『年中記録』文化六年二月四日条によると、法輪寺が町奉行所へ差し出した橋錢願書（法輪寺文書【三四〇】）に「行々者往古之通板橋ニ仕度と申文言」があったことについて、天龍寺は事前に断りがなかったこともあって同文言の削除を求める。これに対し、町奉行所は「行々者板橋ニ致度と申文言有之候迎何も差支二者不相成」として退けていく。同一件より、少なくとも法輪寺は「仮土橋」をでき

得れば元禄年間に架橋された当時の「板橋」に復したいと願望していたことが知られる。

- (9) この間、宝永元年(一七〇四)五月一〇日に土佐藩士で儒者の谷重遠が渡月橋を渡り、『東遊草』に「此寺(法輪寺)を北へ出、大堰川にかゝりたる橋を二ツ渡り、右は臨川寺、左は天竜寺也。」と書き残している(『史料京都見聞記』第一巻)。

- (10) 「仮橋」又は「仮土橋」は、天龍寺と法輪寺双方の記録において共通する呼称であり、共有された認識であったといえる。

- (11) 『年中記録』宝暦二年五月二五日条の「法輪寺より仮橋修補之書付」によれば、

覚

一、橋七間仲ふり直し見合行桁入替 一、橋惣繩結仕替へ 一、欄干所々取替

一、橋惣土上置并耳芝致し

右之通可致候其上見合所々取替可申候以上

申五月廿五日 法輪寺役者 大貳

天龍寺 御役者中

とあり、これによって「仮橋」のおよその構造を知ることができる。

- (12) 明治二八年に京都参事会が刊行した『京華要誌』には「渡月橋 大堰川に架す。長百間余、むかしは今少し上流にかゝり、結構宏壮なりしよし、現時は土橋なれども、山水との映帯其宜しきかなひ風致を添ふ。」と記される(『新撰京都叢書』三(臨川書店、一九八四年)。現在の渡月橋

はむろん鉄筋コンクリート製であるが、檜の欄干と腰板が遠目には板橋と見させる優れた意匠と思う。

- (13) 『年中記録』享保六年九月条

- (14) 同裁定の直後に、町奉行所は天龍寺に境内三軒屋川上の浜を上知させ、丹波薪の新運上役所を設ける。これにより同年九月以降、薪運上役所において嵯峨に着荷する丹波材木の筏積薪に対して、一筏積分二〇分の一の現物運上が始まる。運上役所の薪取立役には、天龍寺境内川端村の材木屋が当たることになり、安永四年(一七七五)一月から角倉鍋次郎家に代わるまで勤めることになった(藤田彰典「京都嵯峨川の運上薪と入札触」『京都町触の研究』(山石波書店、一九九六年)。この薪運上所について、天龍寺は色々と陳情したが、町奉行所は無言を言わず設置した。大井川の渡河支配権について町奉行所が天龍寺の優位を認めた裁定に、薪運上所の設置一件が何らかの形で影響した可能性は否定できない。

- (15) 『年中記録』によれば渡船の新造には一艘につき銀九〇〇匁から一貫四〇〇匁を要した。

- (16) 同口上覚で最後に敢えて「尤從 御公儀御構無御座候、度月橋ハ天龍寺十境之内ニ而御座候」と申し添えているのも興味深い。大井川の渡河に関して町奉行所の容喙を警戒する天龍寺の姿勢と同寺が「度月橋」をどう認識していたかがうかがい知られる。

- (17) 享保六年八月二八日付けで天龍寺が西町奉行所へ差し出した覚書にも次のようにみえる。

覚

- 大井川船渡し之時分賃錢之事、水中二分来を立置、常水より洪水之品を定置候、出家侍衆賃錢一切取不申、其外往来賃錢持合無之もの茂昼夜にかきらす無滞相渡し候様二堅申付候、尤渡船ハ当寺より造作仕置候、一ヶ月二銀子拾匁ツ、船頭より当寺へ相納申候、分来八尺迄ハ賃錢定置候得共、七尺より以上之高水ニハ渡し難仕候、賃錢定札之写差上申候、以上
- 丑八月廿八日 天龍寺役者 禪昌院（ほか一名）
御奉行所
- (18) 享保七年九月には、舟渡賃の値上げをめくり、船頭仲間と川端村の間に諍いが起こるが、天龍寺の仲裁により川端村が折れる形で収まった（『年中記録』享保七年九月二日条）。『年中記録』によれば、船頭仲間はときおり天龍寺へ運上錢の減額願を出している。なお幕末の『天龍常住納下帳』にも「渡船運上」が計上されている。
- (20) 『年中記録』享保九年四月二六日条
- (21) 天明六年（一七八四）再版『京城勝覽』には「○法輪寺大井河の南にあり。前に茶屋有たかき坂あり虚空藏堂なり景よし。」とみえる（『新修京都叢書』一一二）。また寛政一二年（一八〇〇）版『年中故事』では、十三詣りの風として「今日境内にて十三品の菓子を売る、参詣の人はを求て本尊へ備へて、児どもへ喰わしむ」と記述されている（『続日本随筆大成』別巻）。
- (22) 嘉永五年（一八五二）一二月付け法輪寺門前の「年貢書」によれば、「惣差引」九〇匁七分八厘七毛のうち、「御門前納」は八一匁余に上っている（法輪寺文書【五四七】）。
- (23) 『年中記録』元文二年（一七三七）二月二二日条に、
一、廿一日、度月橋往来之橋錢運上銀三百目法輪寺より役者持参請取状遣之
覚
一、文銀合三百目也
右攷採納如件
元文二年丁巳臘月 天龍寺役者 喜春軒
法輪寺 御役者中 華徳院
- (24) 明和八年（一七七二）にも、法輪寺が天龍寺へ無届出で橋を修復したことを契機に諍いが起こる。天龍寺は直ちに法輪寺へ対し「此度我俣ニ修補被致候義以之外不届二候、普請之内往来人馬等怪我有之候而者却而当寺之不念二相成候故、此趣御役所江御届申往来差止メ渡船出候間、左様可被相心得之旨」を申し渡したところ、法輪寺も非を認めて誤証文を入れたため、大事には至らなかった（『年中記録』

明和二月二八日条〜三月一日条。

(25) 三月一九日は嵯峨清涼寺の御身拭いの日。同寺の御身拭いについては、すでに明暦四年(一六五八)刊の『京董』に「三月十九日御身拭」、貞享二年(一六八五)刊の『京羽二重』にも三月の年中行事として「十九日 嵯峨釋迦御身拭」と記されている(『新修京都叢書』一〜二)。「年中記録」からも同日の人数が多かったことが知られる。

(26) これまで本稿で述べてきた「橋」はおもに天龍寺側の岸から中州に架けられた大橋についてである。中州から法輪寺側の岸に架かる小橋は大橋と異なり、安永七年(一七七八)六月に流失するまでは天龍寺が直接管理したと考えられる。但し、同年七月以降は、法輪寺の願いにより大橋小橋とも法輪寺が架橋することになる。この安永六年当時は天龍寺が自ら管理する小橋に補修を加えた。

(27) 虚空蔵信仰のなかで一三日が虚空蔵菩薩の縁日となる起源について、佐野賢治編『虚空蔵信仰』(雄山閣、一九九一年)では、室町期までに確立した十三仏信仰から派生したものと推考されている。

(28) 『古事類苑』には「開帳ノ年期ハ、大抵三十二年ニシテ、一タビ行フヲ以テ普通ト為シ、ガ如シ」と記述されているが、法輪寺は堂舎修復のため三三年を待たず、しばしば居開帳・出開帳を行った。法輪寺文書に残された年月未詳の覚書【一五二】には、延宝元年(一六七三)から享保元年(一七一六)までの間に居開帳六回、大坂・江戸・紀州・播州での出開帳各一回が記録されている。

(29) 中村雅俊氏は前掲「十三まいりの成立——嵯峨虚空蔵法輪

寺について——」において、名所案内記等の内容検討から十三詣りと職工集団の参籠の関係性——虚空蔵信仰と日蓮宗との結合——を指摘されている。

(30) 法輪寺文書【五七五】

奉差上一札之事

一、渡月橋仮土橋懸ケ候儀、先達而私共請負仕度御願申上候而、宝曆十四年申正月より今子極月迄御請負仕、則年季今年二而相済申候二付、右橋最初御約束之通指上申候、然処銀子百五拾匁不足仕候、当極月相納メ可申筈ニ御座候得共、只今商難仕候二付、段々御願申上候処、御聞達被下難有奉存候、右銀子御返納之義ハ、来ル丑三月晦日切ニ急度上納□仕候、為後日証文差上ケ置申候、仍而如件
明和五年□十二月 御門前 忠兵衛(切取)

法輪寺様 御役□中様

(31) 天保一〇年一月の筏除杭寄進状には次のようにある(法輪寺文書【三二七】)。

渡月橋筏除杭寄進之事

合銀四百六拾七匁分八厘

筏除杭本代并打仕立手間入用銀惣也

但し 西暦一月一両度分也

内 三百式拾匁二厘六毛

右銀高之内七匁

百三拾七匁分五厘四毛

右同前三分之二

右之通り奥口商人申合出銀普請仕立、書面之通筏除杭

寄進在之候処相違無候、以上

天保十年亥一月 法輪寺 役者印

嵯峨梅津桂三ヶ所 材木年寄 大八木幾右衛門殿

右寄進状によれば「筏除杭木并打込仕立手間」掛かる入用銀四六七匁余のうち、「奥商人」が七割、「口商人」が三割を負担した。「奥商人」とは山方の山城・丹波材木商人を、「口商人」は三ヶ所材木屋仲間をそれぞれ指すと考えられる。『京都嵯峨材木史』（嵯峨材木株式会社、一九七二年）によれば、すでに延宝四年（一六七六）に「山相」（保津峡）普請に掛かった費用を山方が七分、三ヶ所が三分負担する協定が結ばれている。同協定は、丹波材の取り引きをめぐって産地山方と三ヶ所材木屋との間で結ばれた最初期の協定とされる。渡月橋の筏除杭打込に掛かる費用の負担割合は、延宝年間以来の慣例によるものであり、寛保二年（一七四二）の山方と三ヶ所材木屋の争論の済証文には「一、山間川筋大破之節は、山方并三ヶ所材木屋中相談之上、川作り可致候。但シ入用銀ハ延宝四年同五年古証文割合之通、山方より七歩出シ三步材木屋中より可申候。渡月橋筏除杭入用銀、是又右ニ准シ可申事。」（史料京都の歴史【一四】）と明記されている。したがって、寛保二年までには法輪寺と山城・丹波材木商人及び三ヶ所材木屋仲間との間で渡月橋の筏除杭の入用負担に係る協定が交わされたことが知られる。なお同様の筏除杭寄進状（請取状）は天明六年三月にもみられる（法輪寺文書【三三七】）。

(32) 太秦市川村は石高約一〇〇石の高台寺領で天龍寺から東方半里程に位置する。

(33) 『京都の金相場・銭相場毎年最高最低平均表』（三井高雄編

『新稿両替年代記關鍵』二卷）

(34) 往來の人数について、嘉永元年『勘定録』によれば、例えば四月一日から五月三日までの間に徴収された橋銭は三貫九二八文で、一人三文で割ると約一千三百九人となる。(35) 寛政元年には大坂へ出開帳も行っている（法輪寺文書【六三五】）。なお寛政二年版『年中故事』には、十三詣りの人出について「大いに群集す、大坂殊に多し。」と記されている。

(36) 法輪寺文書【五七八】

奉願口上書

一、天龍寺境内大井川度月橋之儀、古来ハ板橋ニ而流失之節者船渡ニ御座候所、元禄十五年、從桂昌院様右橋御寄附被下候所、正徳二辰年洪水ニ而流失仕、翌巳年当寺本尊信仰之者寄進を以橋掛ケ同四年より往來仕候所、享保六丑年洪水ニ而流失、夫より十一ヶ年之間船渡ニ而同十六亥年より板橋掛、其後度々流失、寛保二戌年五月より船渡ニ御座候所、宝曆二申年三月当寺本尊御戸開之儀故板橋造立仕度候得共、貧寺故難及自力候ニ付同年より同寅年まで七ヶ年之間、往來老人より銭式文ツ、相對を以申受度段奉願候処、願之通被為仰付候、夫より右之例を以、宝曆九卯年、明和五子年、安永二巳年、同七戌年、天明三卯年、同八申年奉願候処、願之通被仰付橋銭取之罷在、当丑年ニ而年限相満申候、然ル処近來度々洪水ニ而壱ヶ年ニ而三度ツ、も流失仕候、尤橋長前々ハ五六拾間程有之候処、当時ハ右洪水度毎ニ

川幅水流広り橋長サ八拾間程二相成、殊之外長ク相成破損多、貧寺ニ而修覆銀年々借財ニ相成甚以難儀仕候、何卒右為修復料、來寅年より來ル午年迄五ヶ年之間、相對を以往來者人ニ付錢三文ツ、申受度奉願上候、左候ハ、右仮橋修覆仕、往來無差支様丈夫ニ出来仕候、尤宝曆年中ハ錢壹貫文拾五匁仕候故、式文ツ、ニ御願奉申上候、當時ハ錢壹貫文拾匁ニ届キ不申、自然修覆銀不足難儀仕候間、被為聞召分願之通ニ而被為仰付被下候ハ、仮橋成就仕冥加至極ニ難有可奉存候、此段天龍寺へも申達候処、差支無御座候間、右仮橋并橋錢取候儀、願之通御許容被成下候ハ、難有□奉存候、以上
寛政五年丑十二月日

御奉行所
嵯峨法輪寺役人 伊藤伊兵衛印

(37) 京都町触研究会編『京都町触集成』第七卷(岩波書店、一九八五年)【一四七五】

(38) 『年中記録』享和元年一月九日条

(39) 「当分」の意味については仔細がある。『年中記録』には、同口上書を一覽した西町奉行所与力と両寺役人のやり取りが生々しく記録されている。

右書付一覽之上、是ニ而者中絶与も不見へ届ニ不及事ニ存候、中絶ならハ中絶之様ニ被認可然存候、随分中絶之積リニ御座候得共、中絶与申上候而者如何与被存候故、右之通書付差出候事ニ御座候、法輪寺役人茂同様ニ相答、左候得者先此書付預り置、追而相伺是より

差図可申旨也

右記事のとおりとすれば、天龍寺と法輪寺——とくに前者は「随分中絶之積り」であったと考えられる。

(40) 町奉行所は「嵐山」について「前々より勝地之間有之場所」と考えていた(『年中記録』文政元年六月八日条)。このことについては、別稿に論じることとする。

(41) 『年中記録』享和元年二月二〇日条には「依之此度為助力銀百五拾目差遣、尤橋床銀者如例三百五拾目被納候、請取書遣之右銀子者別ニ相渡、先達橋之節公儀より茂天龍寺ニ茂勘弁ヲ加へ可遣旨被仰聞ニ付、旁以右之通助力銀差遣」と記述されている。

(42) 駒敏郎他編『史料京都見聞記』第二卷(法蔵館、一九九一年)

(43) 同巡見で所司代の案内役を務めたのは西町奉行曲淵景露。

(44) 享和三年の法輪寺開帳は、同寺門前の強い要望により催されたと考えられる。前年一月に、法輪寺門前一統は同寺へ次のような嘆願書を差し出している(法輪寺文書【一六六二】)。

乍憚口上書

一、年来私共儀御門前ニ罷有 御地頭様御憐愍を以町中一同相統仕難有奉存候、然ル所近年時節柄悪敷町内一統困窮仕甚難洪仕候、依之当春 御本尊様御開帳之儀御願申上度奉存候、何卒御開帳被成下候ハ、町内一同之賑ひニ相成、殊ニ御本尊様御蔭を以渡世相統可仕義と奉存候、此段被為聞分御聞届被成下候ハ、難有奉存候、依而町中一統口上書を以奉願之候、

以上

享和二年戊正月

御門前年寄

卯兵衛(印)

同五人組

九兵衛(印)

同惣代

次兵衛(印)

御地頭様 御役人中様

また、橋が中断されている間の渡船運上について、『年中記録』享和二年三月四日条に「四日、渡船之義三月十二三日者虚空蔵尊参詣茂多有之候故、此方ニ茂警固等雜費も相挂可申故、定之外為冥加料鳥目式拾貫文相納可申旨申付」との記事をみるように、天龍寺が「十二、三日」に十三詣りの人出を見込み、船頭仲間へ定めの渡船運上のほかに「冥加料鳥目式拾貫文」を求めたことが知られる。

(45)

京都町奉行所が橋銭増額の是非を問うたことについては、『年中記録』享和三年八月二日条に「度月橋増錢之儀ニ付差支無之哉之旨、西庁より御尋之趣立石造路両町より届書差出」とあり、翌九月二日条には「度月橋仮橋々錢以來三文宛牛馬者六文ツ、取之候而も差支無之哉之旨、公義より御尋ニ付請書差出候旨届書川端惣年寄持参」と記録されている。さらに同年一月には、町奉行所は雑色を通して「度月橋往古板橋ニ而有之候節之間數」を天龍寺へ照会している。これらのことから、橋銭の増額を認可するにあり、町奉行所が周到に下調べしたことがうかがわれる。

(46)

『年中記録』享和三年二月二日条

(47) 「福引」とは、享保二年(一七一七)版『諸国年中行事』に正月一三日「さが虚空蔵の富」と記される富籤を指し、幕府が堂舎の修復金を目的として認めた御免富であったと

考えられる(『続日本随筆大成』別巻「民間風俗年中行事」下)。ただし、嘉永元年『勘定録』及び嘉永六年『智福山例月御取納並米出納勘定』には、同富籤の収益らしきものは計上されていない。

(48)

法輪寺は同一一月中に半金一五両を下げ渡している(法輪寺文書【四九二】)。

(49)

『表4』参照。『年中記録』安政二年一月一日条〜一月三〇日条。

(50)

駒敏郎他編『史料京都見聞記』第三卷(法蔵館、一九九一年)